Ⅳ 附属機関の会議公開制度の実施状況

１　附属機関の設置数及び公開・非公開とする附属機関の状況

千葉市情報公開条例第２５条の規定により、審議会や協議会などの附属機関の会議は、原則として公開で開催しています。

令和３年度における附属機関の設置数は２２２機関（部会等を含む。）であり、このうち、公開とする附属機関は１５６機関、非公開とする附属機関（原則非公開の決定を行った附属機関）は６２機関、公開・非公開の決定を行っていない附属機関は４機関です。

実施機関別の附属機関の設置数及び公開・非公開の状況は、**【表 16】**のとおりです。

【表 16】　実施機関別の附属機関の設置数及び公開・非公開の状況

（単位：機関）

実施機関		附属機関の設置数	公開とする附属機関	非公開とする附属機関	公開・非公開の決定を行っていない附属機関
市長		１８１	１２１	５６	４
	総務局	１８	９	７	２
	総合政策局	１０	９	１	０
	財政局	６	４	２	０
	市民局	２０	１８	２	０
	保健福祉局	４４	２６	１７	１
	こども未来局	７	４	３	０
	環境局	１７	１４	３	０
	経済農政局	１３	１２	０	１
	都市局	２４	１６	８	０
	建設局	３	２	１	０
	中央区	３	１	２	０
	花見川区	３	１	２	０
	稲毛区	３	１	２	０
	若葉区	３	１	２	０
	緑区	３	１	２	０
	美浜区	３	１	２	０
	水道局	１	１	０	０
消防長		１１	１１	０	０
教育委員会		２６	２０	６	０
病院事業管理者		４	４	０	０
計		２２２	１５６	６２	４

２　非公開とする附属機関の非公開理由別の状況

附属機関の設置目的等から判断して、恒常的に、会議を非公開とする理由があり公開することが適当でないと認められる場合は、千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱第２の３に基づき、原則非公開の決定を行います。

この原則非公開の決定を行った附属機関（非公開とする附属機関）は、６２機関ありますが、その非公開理由別の状況は、**【表 17】**のとおりです。

【表 17】　非公開とする附属機関の非公開理由別の状況

原則非公開とした理由		機関（%）
ア　法令や条例の規定により、会議を公開することができないと認められるとき。		２（ 1.9）
イ　不開示情報（条例第７条）が含まれる事項を審議するとき。		１０４（97.2）
	１号（法令秘情報）	２（ 1.9）
	２号（個人情報）	５２（48.6）
	３号（法人等情報）	１１（10.3）
	４号（公共安全維持情報）	２（ 1.9）
	５号（審議・検討・協議情報）	３２（29.9）
	６号（事務事業執行情報）	５（ 4.6）
ウ　その他会議を公開することで、公正・円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるとき。		１（ 0.9）
合　　計		１０７（ 100）

【備考】　１つの附属機関で複数の非公開理由が存在する場合があるため、合計の数は、非公開とする附属機関の数（６２機関）と一致しません。

３　開催された会議の公開・非公開の状況

令和３年度において、公開とする附属機関（１５６機関）のうち、会議を開催した附属機関の数は９５機関（延べ開催数２０２回）であり、また、非公開とする附属機関（６２機関）のうち、会議を開催した附属機関の数は４３機関（延べ開催数１，１６１回）です。

開催した会議（延べ開催数１，３６３回）のうち、全部公開は１４８回、一部公開は３７回、非公開は１，１７８回です（内訳は、**【表 18】**のとおり）。

【表 18】　開催された会議の公開・非公開の状況（令和３年度）

実施機関	総設置機関数（機関）	総開催機関数（機関）	総開催数（回）	公開とする附属機関						非公開とする附属機関						未決定
				設置数（機関）	開催機関数（機関）	全部公開（回）	一部公開（回）	非公開（回）	小計（回）	設置数（機関）	開催機関数（機関）	全部公開（回）	一部公開（回）	非公開（回）	小計（回）	設置数（機関）
市長	181	113	1292	122	72	110	30	16	156	56	41	0	1	1135	1136	4
総務局	18	8	19	9	3	4	1	0	5	7	5	0	1	13	14	2
総合政策局	10	7	18	9	6	17	0	0	17	1	1	0	0	1	1	0
財政局	6	4	12	4	3	5	0	1	6	2	1	0	0	6	6	0
市民局	20	10	22	18	8	11	5	2	18	2	2	0	0	4	4	0
保健福祉局	44	25	129	26	13	13	4	1	18	17	12	0	0	111	111	1
こども未来局	7	4	8	4	3	4	0	2	6	3	1	0	0	2	2	0
環境局	17	11	43	14	8	21	0	0	21	3	3	0	0	22	22	0
経済農政局	13	8	18	12	8	4	6	8	18	0	0	0	0	0	0	1
都市局	24	17	54	16	13	25	11	2	38	8	4	0	0	16	16	0
建設局	3	2	3	2	2	3	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0
中央区	3	3	158	1	1	0	1	0	1	2	2	0	0	157	157	0
花見川区	3	3	172	1	1	0	1	0	1	2	2	0	0	171	171	0
稲毛区	3	3	165	1	1	0	1	0	1	2	2	0	0	164	164	0
若葉区	3	2	201	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	201	201	0
緑区	3	2	133	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	133	133	0
美浜区	3	3	135	1	1	0	1	0	1	2	2	0	0	134	134	0
水道局	1	1	2	1	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
消防長	11	3	5	11	3	1	3	1	5	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	26	20	63	20	18	34	3	1	38	6	2	0	0	25	25	0
病院事業管理者	4	2	3	4	2	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
計	222	138	1363	156	95	148	36	18	202	62	43	0	1	1160	1161	4

（1）公開とする附属機関であっても、個々の会議において非公開とすべき理由があるため、一部を非公開とした会議の数は３６回、全部を非公開とした会議の数は１８回です。

その非公開理由別の状況は、**【表 19】**のとおりです。

【表 19】　公開とする附属機関の会議で、一部又は全部を非公開とした会議の非公開理由別の状況

非　公　開　理　由		会議（%）
ア　法令や条例の規定により、会議を公開することができないと認められるとき。		０（　0.0）
イ　不開示情報（条例第７条）が含まれる事項を審議するとき。		７８（100.0）
	１号（法令秘情報）	０（　0.0）
	２号（個人情報）	１７（ 21.8）
	３号（法人等情報）	２６（ 33.3）
	４号（公共安全維持情報）	１（　1.3）
	５号（審議・検討・協議情報）	２１（ 26.9）
	６号（事務事業執行情報）	１３（ 16.7）
ウ　その他会議を公開することで、公正・円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるとき。		０（　0.0）
合　　計		７８（100.0）

【備考】 １つの附属機関で複数の非公開理由が存在する場合があるため、合計の数は、一部又は全部を非公開とした附属機関の会議の数（５４回）と一致しません。

（2）非公開とする附属機関であっても、個々の会議において非公開とする理由がない場合は、当該会議の全部又は一部を公開しています。令和３年度においては、公開とした会議はありませんでしたが、一部公開とした会議が１回ありました。

4　傍聴者の状況

令和３年度において、公開とする附属機関が全部又は一部を公開した会議（延べ１８４回）のうち、傍聴者がいた会議の数は７３回（３９．７％）です。

傍聴者数が多かったものは、次のとおりです。

・千葉市環境審議会 環境保全推進計画部会 令和３年度第１回大気環境保全専門委員会（１２人）
・令和３年度第１回学校教育審議会（１２人）
・令和３年度第１回千葉市図書館協議会（１０人）
・千葉市環境審議会 環境保全推進計画部会 令和３年度第２回大気環境保全専門委員会（８人）
・令和３年度第２回学校教育協議会（７人）